

## 欧州 EC サイト活用県産品販路拡大業務委託に関する質問及び回答

(令和4年3月8日現在)

No.	質問項目	質問内容	回答
1	第5：1－(1)－① 販売商品の応募・受付・選定	出展者募集の際に DM や案内を送るため、県が保有する事業者リストなどを使用することは可能か？	県が保有する事業者リストに掲載の事業者に対しては、県より案内を発出する予定のため、受託事業者による案内発出は不要です。
2	第5：1－(3) 販売管理について	EC サイトの展開期間が長いため、商品によっては売切れるものも出てくる可能性があると思われるが、その際は再発注等を行うことが必須となるか、または、売切として進めてよいか？	仕様書第5：1－(3)のとおり、再発注については仕様書上必須とは記載しておりませんが、売り切れた商品の取り扱いについては、本事業全体の事業効果を踏まえ提案をお願いします。
3	第5：1－(4) 販売商品の輸出について	岐阜県産品を日本から海外への輸出配送料は商品の売上金から賄うことで理解しておりますが、事業終了後の残在庫について、海外から日本に戻す費用は本委託費外で、別途実費で請求することは可能か？	仕様書第5：1－(6)のとおり、輸出・現地配送料については、本委託料の積算に計上せず、商品の売上金から賄うこととしております。事業終了後の残在庫の取り扱いについては、海外から日本に戻す費用を本委託外で県が別途実費で支払うことは想定しておりませんが、本事業全体の事業効果を踏まえ提案をお願いします。